

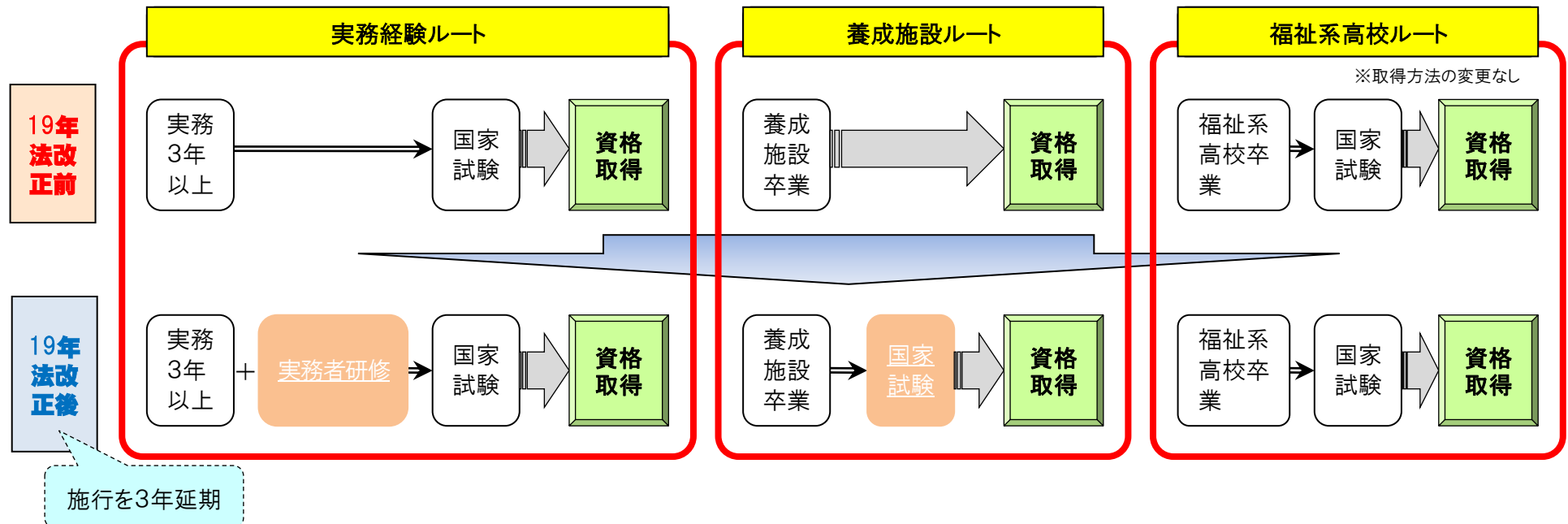
介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期について

【平成19年の法律改正】

- 介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育過程を経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法を一元化（平成24年度から施行予定であった）
 - ① 実務経験者 … 3年以上の実務経験に加えて、実務者研修（6ヶ月研修）を義務付け
 - ② 養成施設卒業者 … 国家試験受験を義務付け

【今後の対応】

- 介護分野の人材不足等の中で、現場職員にとって実務者研修を受講しやすいものに再構成する。働きながらも研修を受講できるよう、受講支援策の具体化や現場職員への十分な広報をしていくため、また、介護福祉士によるたんの吸引等の円滑な施行に向けて、一定の準備期間が必要。
- そのため、介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行を3年間延期（24→27年度）。



今後の介護人材養成の在り方について

(平成23年1月 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要)

1. 検討の背景

- 高齢化の進展や世帯構造の変化の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質向上が不可欠。介護福祉士については、資質向上を図る観点から、平成19年に法律改正し、資格取得方法を見直し。
- 一方で、地域によっては人材が不足している等の課題があり、介護人材の安定的な確保に向けた配慮が必要。

2. 報告書のポイント

- 1 介護人材の養成体系を整理し「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とする。**
⇒現在のホームヘルパー2級を「初任者研修」と位置付け。在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。介護職員基礎研修は、実務者研修に一本化。
- 2 実務者研修は、以下のように見直し。** (注)19年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修
 - ア 研修時間は450時間**
⇒ 実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。
研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であること等から、研修目標は維持しつつ、時間数を見直し。(19年法改正時は600時間を想定)
 - イ 働きながらも研修を受講しやすい環境を整備**
⇒ 通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援 等
 - ウ 施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 3 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 4 介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。**

今後の介護人材キャリアパス

【現在のキャリアパス】

資格取得後の
キャリアパスに
十分な仕組みが
ない！

介護福祉士

介護職員基礎研修
修了者

ホームヘルパー
1級修了者

ホームヘルパー
2級修了者

見直し

養成体系が複雑！

(養成施設ルート)

認定介護福祉士
(仮称)

介護福祉士

初任者研修修了者
(ホームヘルパー2級研修相当)

<実務者研修>

- 多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践
- 介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善

- 利用者の状態像に応じた介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践

- 在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を修得し、指示を受けながら、介護業務を実践

実務者研修のイメージ

【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得
 - ※ 介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準
- 今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待

研修の読替を可能とする仕組み

過去に受講したヘルパー2級研修や認知症研修を読替

→実務者研修を一部免除

社協や事業者団体等の研修も、要件を満たせば読替可能に

実務者研修（450時間）

<研修内容>

- ・ 社会福祉制度（介護保険等）
- ・ 認知症の理解
- ・ 医療の知識
- ・ 障害の理解
- ・ 介護技術
- ・ 介護過程
- ・ たんの吸引、経管栄養 等

受講しやすい環境整備

数年かけて少しずつ研修を修了すればよい

通信教育の積極的活用

多様な主体による研修実施

身近な地域で受講できるよう、スクーリングの委託を可能

実務者研修の受講費用を支援

研修期間中の人員確保に事業者が苦慮しないような配慮

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（概要）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）により、介護福祉士試験の受験資格が改正され、平成27年度国家試験（平成28年1月予定）から、3年以上の実務経験者に6ヶ月以上の実務者研修の受講が求められることから、実務者研修を実施する養成施設の指定基準を新たに定める。

<実務者養成施設の指定基準>

(1) 教育内容に関する基準

- 研修時間数を450時間以上とすること。
- 昼間課程・夜間課程のほか、通信課程を設けることが可能。
（介護過程Ⅲ（ケーススタディ等による教育）、医療的ケアのうち演習については、面接授業により行う）

(2) 教員に関する基準

- 一定数の専任教員を有すること。
- 専任教員のうち一人、介護過程Ⅲを教授する教員、医療的ケアを教授する教員は、それぞれの講習会を修了した者であること等を要件とすること。

(3) 施設設備等に関する基準

- 教育上必要な機械器具、必要数の教室を備えること。
- 経営方法が確実であること。教育内容等の情報が開示されており、虚偽・誇大でないこと。等

○ 実務者研修を受講しやすくするための制度

- ① 訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、**科目単位での修了認定**を認めることが可能。
- ② 適切な水準が確保されていることを要件として、実務者養成施設で実施する**教育内容の一部を他の養成施設等に実施させる**ことが可能。

（注）3年以上の実務経験者が実務者研修を修了した場合は、平成24年度の国家試験から、実技試験を免除することとする。

施行日：平成27年4月1日（ただし、法律の規定により、施行日前から実務者養成施設の指定をすることが可能）

実務者研修の概要

○ 実務者研修の内容

(1)目的

- ① 1,800時間課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成。
- ② 原則として、科目をⅠ・Ⅱに分割。既存研修による科目単位での修了認定を認める。
Ⅰ：基本的事項(就業初期の段階で受講することが望ましい事項)
Ⅱ：応用的事項(知識・技術の効果的な定着・向上を促す観点から、一定の実務を経た後に受講することが望ましい事項)
- ③ 多様な教育主体によって教育が担われる(科目単位での修了認定を認める)ことから、教育水準を担保するため「到達目標」を規定し、基準化。

(2)面接授業について

- ① 面接授業の時間数は、最低限「45時間(：ケーススタディ(応用的な事例を用いて実践力を養成する)、介護技術の評価、通信教育等で修得した知識の修得度確認)+ α (：医療的ケアのうち演習)」。
- ② 他の学校・養成施設、介護実習Ⅱを行う施設・事業所に実施させることが可能。

(3)通信課程での評価

- 科目ごとにレポート(課題)を提出し、添削指導、評価。

実務者研修に係る修了認定について

1. 概要

- 実務者研修については、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修（「地域研修」という。）であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、実務者研修の実施者の判断により、科目単位での修了認定を認めることが可能。

2. 修了認定の対象となる地域研修の要件

- ① 修了認定の対象となる内容の時間数は、修了認定科目の時間数以上であること。
- ② 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれていること。
- ③ 到達目標に到達していることを評価すること。

届出の必要ない研修にかかる修了認定科目について

教育内容	時間数	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他 全国研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30	○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20	○	○		○	
コミュニケーション技術	20	○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25	○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45				○	
発達と老化の理解Ⅰ	10	○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20	○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20	○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○			○	
障害の理解Ⅱ	20	○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60	○			○	
医療的ケア	50(※)					喀痰吸引等研修
実務者研修 受講時間数	450	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要があります。

実務者研修の指定基準について

入学要件	なし
教育期間	6ヶ月・450時間以上
教員／専任教員数	教員⇒必要数 専任教員（教務に関する主任者） ⇒通信教育：1名以上 通学教育：学生数に応じて確保 （2年制養成施設と同じ算定式で算出）
専任教員（教務に関する主任者）の要件	①・②のいずれかに該当＋実務者研修教員講習会（50時間）修了 ① 実務5年以上の介護福祉士 ② 介護に関する科目を教授する資格を有する者であって、以下のいずれかに該当 ア）大学等の教授、准教授、助教又は講師 イ）養成施設、福祉系高校（一般）での教歴3年以上 ウ）福祉系高校（特例）、実務者研修での教歴5年以上
「医療的ケア」の一般教員	実務5年以上の看護師等で、医療的ケア教員講習会修了 等
一学級定員	通信教育：なし。ただし、スクーリングでは50名以下 通学教育：2年制養成施設と同じ（50名以下）
普通教室	必要数
実習室	
その他設備	教育上必要な機械器具、模型、図書
介護実習	なし
事務職員	なし
法人運営	管理及び維持経営の方法が確実
情報公開	教育内容や教員の情報を開示（虚偽誇大ではない）

（注1）設備等については、賃借で可。また、既存の養成施設等が実務者研修も併せて実施する場合には、施設・人材（責任者等）の共用を可能な限り認める。

（注2）専任教員が複数名配置されている場合には、そのうち1名を責任者とする。

(参考) 2年制養成施設の指定基準 (概要)

入学要件	高卒以上
教育期間	2年・1,800時間以上
教員/専任教員数	<p>教員⇒必要数 専任教員(責任者)⇒学生数に応じて確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・～80名 3名 ・81～200名 {3+(生徒数-80)/40} 名 ・201名～ {6+(生徒数-200)/50} 名
専任教員(責任者)の要件	<p>①～③のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実務5年以上の介護福祉士・医師・保健師・助産師・看護師・社会福祉士 ② 大学等の教授、准教授、助教又は講師 ③ 養成施設での教歴3年以上 <p>※ 領域別に責任者要件あり(介護教員講習会修了等)</p>
「医療的ケア」の一般教員	実務5年以上の看護師等で、医療的ケア教員講習会修了 等
一学級定員	50名以下
普通教室	必要数(面積要件あり)
実習室	介護実習室、入浴実習室、家政実習室
その他設備	教育上必要な機械器具、模型、図書
介護実習	1/3以上は実習施設Ⅱでの実習 同時に実習を行う学生数の上限は指導者数×5
事務職員	専任の事務職員を配置(人数要件なし)
法人運営	管理及び維持経営の方法が確実
情報公開	教育内容や教員の情報を開示(虚偽誇大ではない)

実務者研修の教員要件について

【専任教員（教務に関する主任者）】

- ①・②のいずれかの要件を満たし、かつ、実務者研修教員講習会を修了していること
 - ① 実務5年以上の介護福祉士
 - ② 介護に関する科目を教授する資格を有する者であって、以下のいずれかに該当
 - ア) 大学等の教授、准教授、助教又は講師
 - イ) 養成施設、福祉系高校（一般高校）での教歴3年以上
 - ウ) 福祉系高校（特例高校）、実務者研修での教歴5年以上

【一般教員（専任であるか否かは問わない）】

- 介護過程Ⅲ（スクーリング）及び医療的ケアを担当する教員に限り、一定の要件を課す（スクーリングを委託する場合においても同様）
 - <介護過程Ⅲ>
 - ・ 専任教員要件の①又は②を満たし、かつ、実務者研修教員講習会、実習指導者講習会等を修了していること等
 - <医療的ケア>
 - ・ 実務5年以上の看護師等であって、かつ、医療的ケア教員講習会を修了していること等

※ 実務者研修教員講習会の内容

- ① 介護教育方法（30時間）
- ② 介護過程の展開方法（15時間）
- ③ 実務者研修のねらい、評価方法等（5時間）

介護福祉士養成施設等における医療的ケアの追加について（概要）

介護保険法等一部改正法により、平成27年度以降は介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、医療的ケア(喀痰吸引等)に関する教育を行うことが必要となったところ。

1. 教育内容・時間数

- 基本研修(講義形式・実時間で50時間以上)
- 演習 ※基本研修を修了した学生に限る。
 - ・ 喀痰吸引: 口腔(5回以上)、鼻腔(5回以上)、気管カニューレ内部(5回以上)
 - ・ 経管栄養: 胃ろう又は腸ろう(5回以上)、経鼻経管栄養(5回以上)
- ※併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。
- 実地研修(可能な限り、実地研修又は見学を実施)※基本研修・演習修了者に限る。

2. 教員要件・教育の開始時期

(1) 教員要件

5年以上の実務経験を有する医師、保健師、助産師又は看護師であって、医療的ケア教員講習会等を修了した者

(2) 教育の開始時期

	H24.4		H25.4		H26.4		H27.4		H28.1
4年制養成施設	届出								
3年制養成施設			届出						
2年制養成施設					届出				
1年制養成施設							届出		
(参考)福祉系高校(3年制の例)			届出						
(参考)特例高(3年制の例)	届出								

介護福祉士国家試験

(注1)教育カリキュラムの変更届出は、変更があった日から1ヶ月以内に地方厚生(支)局に行う必要がある。

(注2)平成24年度の届出に関しては、医療的ケアを担当する教員について、医療的ケア教員講習会修了予定として届け出て差し支えない。

(注3)必要な機械器具及び模型は、「吸引装置一式」、「経管栄養用具一式」、「処置台又はワゴン」、「吸引訓練モデル」、「経管栄養訓練モデル」、「心肺蘇生訓練用器材一式」を必要数、「人体解剖模型」を1整備する。

なお、演習室等の改修・増設等を行う場合については、あらかじめ校舎の各室の用途等の変更の申請が必要。